

## 民営有料職業紹介事業

## 基本契約書

本書は職業安定法に基づく民営有料紹介事業に関する契約書として、                    (以下「甲」という)と、  
株式会社●●▽▽▽▽(以下「乙」という)との間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条 「乙」が「甲」より受け取る手数料として、求人受付手数料、一次審査（書類審査等）手数料、面接（必要に応じて実施）料及びインターネット上求人広告料は無料とし、「乙」の紹介した求職者を「甲」が採用した場合のみ、「乙」はその介添えの有無にかかわらず、「甲」から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 「乙」が「甲」に紹介した採用決定者（求職者）の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残 業代等を含む）の30%をご紹介手数料（消費税別）とし、上限は ●●●●●●● 円（消費税別）とする。  
「甲」は、その紹介手数料全額を「乙」の指定した方法（銀行振込）にて、採用決定者入社月の25日までに支払わなければならない。

第3条 「乙」の紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により6ヶ月以内に退職した場合には、「乙」は「甲」に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（求職者）退職日より14日以内に、返還しなければならない。

|                |        |     |
|----------------|--------|-----|
| ● 1ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 75% |
| ● 2ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 50% |
| ● 3ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 25% |

但し、「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 本契約書は2部作成し、2部とも署名（記名可）捺印されるものとし、「甲」と「乙」が1部ずつ保有する。契約締結日より1年間を有効期間とし、もし本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合は、「甲」と「乙」が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。

第5条 「甲」は採用決定者が持つ環境への意識と技能を、環境事業に活かすように努めることとする。

令和    年    月    日

甲

住所

株式会社 ●●●●

代表取締役    △△△    △△△

乙

住所 広島県呉市中通1-3-16 Kcityビル4F

株式会社 ディークリエイト

代表取締役 中村和稔